同部日韓親善社会福祉連合会総本部のうち2の次に次のように加える。

3　本年収入の内訳

寄附　3,000,000

個人分　3,000,000

4　寄附の内訳

（個人分）

伊差川広子　1,500,000　大阪市

伊差川笑子　1,500,000　大阪市

［その他の政治団体］の部夢遊会のうち1中「収入総額　742,664」を「収入総額　742,948」に、「本年収入額　412,332」を「本年収入額　412,616」に改め、同部夢遊会のうち3中「その他の収入　232,332　を　―件十万円未満のもの　」を「その他の収入　232,616　―件十万円未満のもの　232,616　」に改める。

○外務省告示第四百八十号

平成二十二年十月十八日にジャカルタで、航空業務に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の付表の改正に関する次の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十二年十一月十六日

外務大臣　前原　誠司

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百六十二年一月二十三日に東京で署名された航空業務に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「協定」という。）第十一条及び第十三条の規定に従って二十年四月二十日から二十二日までジャカルタで行われた日本国及びインドネシア共和国の航空当局の間の協議に言及する光栄を有します。

本使は、更に、前記の協議において到達した合意に基づき、及び協定第十三条の規定に従い、この書簡に添付されている新たな付表が協定の現行の付表に代わることを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

本使は、更に、前記の提案がインドネシア共和国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及びその旨の貴官の返簡が両国政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千十年十月十八日にジャカルタで

インドネシア共和国駐在

日本国特命全権大使　塩尻孝二郎

インドネシア共和国

外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長

T・M・ハムザ・タイブ閣下

付表

1　日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点―台北―香港―マニラ―ホーチミン及び（又は）バンコク―クアラルンプール―シンガポール―インドネシア内の地点―ダーウィン又はパース―シドニー又はメルボルン―ニュージーランド内の地点―ニューカレドニア、フィジー、サモア、ソシエテ諸島及び（又は）南太平洋におけるその他の諸島―ホノルル―アフリカ及び（又は）中東内の二地点

注　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、インドネシア内の二地点をコターミナルとして、インドネシア内の一地点の直前及び（又は）直後にインドネシア内の他の一地点を経由する協定業務を行うことができる。日本国の一又は二以上の指定航空企業は、これらの二地点の間においては、自己が運送する途中降機の貨客を除き、運輸権を行使することができない。

2　インドネシア共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

インドネシア内の地点―シンガポール―クアラルンプール―バンコク―ホーチミン―マニラ―香港―台北―日本国内の地点―ソウル又はロサンゼルス

注　インドネシア共和国の一又は二以上の指定航空企業は、日本国内の二地点をコターミナルとして、日本国内の一地点の直前及び（又は）直後に日本国内の他の一地点を経由する協定業務を行うことができる。インドネシア共和国の一又は二以上の指定航空企業は、これらの二地点の間においては、自己が運送する途中降機の貨客を除き、運輸権を行使することができない。

3　いずれか一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業が行う協定業務は、当該一方の締約国の領域内の一地点を起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たりその指定航空企業の選択によって省略することができる。

（インドネシア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、インドネシア共和国政府が日本国政府の前記の提案を受諾する旨をインドネシア共和国政府に代わって閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両国政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることを確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年十月十八日にジャカルタで

インドネシア共和国

外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長

T・M・ハムザ・タイブ

在インドネシア共和国

日本国特命全権大使　塩尻孝二郎閣下

○外務省告示第四百八十一号

平成二十二年十一月一日にカンパラで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がウガンダ共和国政府との間に行われた。

平成二十二年十一月十六日

外務大臣　前原　誠司

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ウガンダ共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とウガンダ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　九十一億九千八百万円（九、一九八、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ナイル架橋建設計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ウガンダ共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ウガンダ共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十一年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ウガンダの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ウガンダ共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ウガンダ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してウガンダ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためウガンダ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。